豊 経 第 238 号
令 和 8 年 11 月 5 日

関係者各位

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長　山本 政彦
（公 印 省 略）

見　積　依　頼　書

1 件　　名　エンジンオイル外購入（オープンカウンタ方式による）
2 納 入 場 所　愛知県豊橋市今橋町8番地
3 納　　期　契約締結の翌日から30日以内
4 内　容　等　別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。

2 見積参加要件　なし

3 見 積 書 等

1）様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2）提出方法　FAX又は電子メールによる。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
なお、FAX又は電子メールに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。

3）提出期限　**令 和 8 年 11 月 17 日　12:00**　まで

4）提 出 先　独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 鈴木
TEL　0532－54－6502　**FAX**　0532－54－6517
メールアドレス： nyukei_toyogawa@water.go.jp

5）担当者　独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 鈴木

6）質 問 書 提出期限　**令 和 8 年 11 月 11 日　12:00**　まで
※質問の回答は、質問書の提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。

7）見積回数　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年11月18日 12:00 までとします。

8）そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果　見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

5 そ　の　他

1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2）請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長　山本政彦　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年　月　日に交付された「エンジンオイル外購入」の見積依頼書等を受領しました。

（連絡先）

担当部署名：

担　当　者：

電話番号：

ＦＡＸ番号：

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

仕　　様　　書

Ⅰ．適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所（以下「機構」といいます。）が発注する「エンジンオイル外購入」に適用します。

Ⅱ．購入の範囲

本購入の範囲は、物品の搬入までとなります。

Ⅲ．購入品等　　購入品一覧表のとおり（別紙）

Ⅳ．納期　　契約締結の翌日から30日以内

Ⅴ．納入場所

別紙

愛知県豊橋市今橋町８番地

独立行政法人水資源機構　豊川用水総合管理所

電話　０５３２－５４－６５０２　　※　エレベーター無し

Ⅵ．納入検査等

１．受注者は、購入品を納入しようとするときは、あらかじめその予定期日等を機構の担当者に連絡しなければなりません。

２．受注者は、納入後、直ちに納品書を機構に提出しなければなりません。

納入検査は、納品書を受領した日を含め１４日以内に受注者の立ち会いのうえ実施します。

この場合において、受注者が納入検査に立ち会わないときは、機構は、受注者の立ち会いのないまま当該検査を実施します。

３．前項の検査の結果、機構が不合格と認めたときは、受注者は、納期内又は発注者の指定した期間内にその不合格品を取り替えて再検査を受けなければなりません。ただし、このために契約金額を増額し、又は納期を変更することはできません。

Ⅶ．所有権の移転等

１．購入品の所有権は、納入検査の合格をもって機構に移転することとし、所有権の移転前に

生じた購入品の滅失毀損は、すべて受注者の負担となります。ただし、機構の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

２．所有権の移転までに要する運賃その他一切の経費は、特に定める場合を除き、すべて受注者の負担となります。

Ⅷ．代金の支払い方法

購入代金は、適正な請求書を受領した日から３０日以内に指定された銀行へ振り込みにて支払います。ただし、支払いは納入検査が完了していることが前提となります。

Ⅸ．その他

１．納入にあたり、搬入・搬出経路及び納入場所を毀損した場合は受注者の負担となります。

２．本仕様書等に定めのない又は疑義が生じた事項は、機構と受注者が相談して解決します。

別 紙

１．購入品一覧表

No.	品　　名	規　　格	単位	数量	備　　考
1	4サイクル　エンジンオイル	TRUSCO　1ℓ　品番 TO-4C-N2	本	5	注文コード16266093
2	ギヤオイル(ミッションオイル)	TRUSCO　1ℓ　品番 TO-GO320N-1	本	5	注文コード89617577
	以 下 余 白				

※　本購入に配送料のほか、組立料や設置料が必要な場合は、見積り価格に含めてください。
　　備考欄に「同等品可」と記載された購入品は、同等の能力があれば他社の製品でも納品が可能です。ただし、質問書を提出し機構から　同等品と認める旨を回答した場合に限ります。
　　また、納入する物品のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）の適用を受ける物品については、当該物品の判断基準を満たすこと。

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数 あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致
する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値

1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について 例）

・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−		123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4

123+4=127

127÷2 者=63　余り

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が 3 者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−		123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4
◎◎工業	¥500,000−	2	1

123+4+1=128

128÷3 者=42　余り

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。

オープンカウンタ方式による調達方法フロー

水資源機構	業者様
HPにおいて見積依頼書、仕様書等の交付	→ 交付資料のダウンロード
見積依頼書等の交付受領書の受理	← 見積依頼書等の交付受領書の提出（FAX又は電子メール）
質問書の受理	← 質問書の提出 （FAX、電子メール、持参、郵送） ※仕様書等に対する質問がある場合、又は物品購入の場合で同等品規
HPにおいて質問回答書の交付	→ 質問回答書の内容確認
見積書の受理	← 見積書提出
契約締結の相手方へ決定通知書の交付（FAX又は電子メール）	→ 業務実施
工事完成、業務完了、納品完了後に検査の上、支払	← 工事完成、業務完了、納品

オープンカウンター方式による見積手順

豊川用水総合管理所より見積を依頼した件名について、見積依頼書及び仕様書等を豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に掲載しております ので、見積参加希望の方は下記の【手順】により見積書の提出をお願いいたします。

【手順】

① 豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンター方式による調達情報」に見積 依頼内容を掲載しておりますので、依頼内容をご確認ください

② 依頼内容を確認し、見 積合わせに参加希望される方は「見積依頼書等の交付受領書」を提出してください。受領書の提出先は「見積依頼書３．４）提出先」の FAX 番号又はメールアドレスにお願いします。

③ 見積依頼内容に質問がある場合は、見積依頼書に記載された提出期限までに FAX 又は電子メールのいずれかにより機構に提出してください。

④ ③の質問について、質問書提出期限の翌日に豊川用水総合管理所ホームページに回答書を掲載しますので、その内容を確認し見積書を提出してください。

⑤ 見積書は見積依頼書に記載された提出期限までに FAX 又は電子メールにより提出してください。

⑥ 決定通知は契約締結の相手方のみ通知します。（FAX 又は電子メール）

⑦ 辞退する場合、辞退届の提出は必要ありません。

【オープンカウンター方式とは】

○ オープンカウンターとは、工事、コンサルタント業務及び物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

○ 詳細の内容は、豊川用水総合管理所ホームページ「豊川用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」及び「調達方法フロー」をご覧ください。

【留意事項】

○ 見積書の提出は、別添「見積依頼書」に記載された提出期限までに、ＦＡＸ又は電子メールで送信してください。

なお、送信先は「見積依頼書」の提出先に記載されたＦＡＸ番号又はメールアドレスとします。また、送信後は、機構へ受信確認の電話連絡をしてください。

○ 入札心得書等は次のホームページに掲載していますのでご利用ください。

https://www.water.go.jp

【問い合わせ先】愛知県豊橋市今橋８番地

独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所　経理課

TEL0532-54-6502　　FAX0532-54-6517　　メール nyukei_toyogawa@water.go.jp